

事務連絡(保174)
平成18年12月26日

都道府県医師会
労災保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
石井正三

労災診療費算定基準の訂正について

平成18年4月の健康保険診療報酬点数表の改定に伴う労災診療費算定基準の一部改定につきましては、平成18年3月31日付日医発第1152号(保189)にてご連絡申し上げたところであります。

今般、別添のとおり、一部の処置の取扱いについて、厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長より、その取扱いを明確にする通知が発出されましたのでご連絡申し上げます。

今回明確化された取扱いは、平成18年4月の健康保険診療報酬点数表の改定前の取扱いにおいては、創傷処置や関節穿刺等に準じて取り扱っていた処置が、改定後それぞれ独立した点数項目として設定されたことに伴う、労災保険における「四肢加算」等の特例取扱いの明確化であります。

なお、具体的な取扱いは下記のとおりであり、平成18年4月以降の診療分について適用されるものですので、貴会関係会員への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

記

○四肢の傷病に対する処置に係る特例

1. 四肢(鎖骨、肩甲骨及び股関節を含む。以下同じ。)の傷病に係る「創傷(手術後の患者に対するものを含む。以下同じ。)処置」、「爪甲除去(麻酔を要しないもの)」、「穿刺排膿後薬液注入」、「熱傷(電撃傷、薬傷及び凍傷を含む。以下同じ。)処置」、「重度褥瘡処置」、「絆創膏固定術」、「鎖骨又は肋骨骨折固定術」、「ドレーン法」、「皮膚科軟膏処置」、「皮膚科光線療法」、「関節穿刺」、「粘(滑)液嚢穿刺注入」、「ガングリオン穿刺術」、「ガングリオン圧砕法」、「鋼線等による直達牽引(2日目以降。）」、「介達牽引」、「矯正固定」、「変形機械矯正術」、「消炎鎮痛等処置」及び「低出力レーザー照射」

..... 健康保険診療報酬点数の1.5倍

2. 手(手関節以下)及び手の指に係る「創傷処置」、「爪甲除去(麻酔を要しないもの)」、「穿刺排膿後薬液注入」、「熱傷処置」、「重度褥瘡処置」、「ドレーン法」、「皮膚科軟膏処置」、「関節穿刺」、「粘(滑)液嚢穿刺注入」、「ガングリオン穿刺術」、「ガングリオン圧碎法」及び「消炎鎮痛等処置のうち湿布処置」

..... 健康保険診療報酬点数の2.0倍

○消炎鎮痛等処置、腰部又は胸部固定帯固定及び低出力レーザー照射の特例

消炎鎮痛等処置(「マッサージ等の手技による療法」及び「器具等による療法」)、腰部又は胸部固定帯固定及び低出力レーザー照射に係る点数は、負傷にあつては受傷部位ごとに、疾病にあつては1局所(上肢の左右、下肢の左右及び頭より尾頭までの躯幹をそれぞれ指し、全身を5局所に分けるものである。)ごとに、1日につき所定点数を算定する。

ただし、3部位以上又は3局所以上にわたり当該処置を施した場合は、1日につき3部位又は3局所を限度とする。

○介達牽引、矯正固定及び変形機械矯正術の特例取扱い

介達牽引、矯正固定及び変形機械矯正術に係る点数の算定は、消炎鎮痛等処置、腰部又は胸部固定帯固定及び低出力レーザー照射に係る点数の算定と同様とする。

〔消炎鎮痛等処置、腰部又は胸部固定帯固定及び低出力レーザー照射の特例取扱いと同様に、負傷にあつては3部位、疾病にあつては3局所を限度に算定することができる。〕

なお、健康保険診療報酬点数表(医科に限る。)における介達牽引の注2(月内逓減制の取扱い)については、適用しないものとする。

〔介達牽引、矯正固定及び変形機械矯正術の算定において、健康保険では従前どおり月内逓減制が適用されているが、労災保険では逓減制を廃止することとしたものである。〕

○レセプト上の記載について

腰部又は胸部固定帯固定、低出力レーザー照射、矯正固定及び変形機械矯正術の部位(局所)については、レセプト上明確に記載する。

[添付資料]

労災診療費算定基準の実施上の留意事項について

(平 18. 12. 18 基労補発第 1218002 号 厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長)



基労補発第1218002号
平成18年12月18日

日本医師会常任理事
石井 正三 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長

労災診療費算定基準の実施上の留意事項について

標記につきましては、別添のとおり都道府県労働局労働基準部長あて通知いたしましたので、都道府県医師会及び貴会会員各位に対する周知につきまして特段の配慮をお願いいたします。



基勞補発第1218001号
平成18年12月18日

都道府県労働局
労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長

労災診療費算定基準の実施上の留意事項について

労災診療費の算定については、昭和51年1月13日付け基発第72号「労災診療費算定基準について」（最終改正平成18年3月31日付け基発第0331014号）（以下「通達」という。）により指示されているところであるが、下記の事項について、今般、その取扱いを明確にしたことから、遺漏のないよう留意されたい。

なお、本年4月以降の診療分について、必要に応じて訂正の上、追給を行うこと。

記

1 通達記の1の(7)について

(1) 爪甲除去（麻酔を要しないもの）及び穿刺排膿後薬液注入の取扱いについて

従来、創傷処置として算定されていた爪甲除去（麻酔を要しないもの）及び穿刺排膿後薬液注入については、健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による診療報酬点数表の改正（平成18年3月6日厚生労働省告示第92号）（以下「健保改正」という。）が行われたことに伴い、それぞれ新たな区分として整理されたところであるが、労災保険においては、

従来の取扱いを変更することなく、創傷処置と同様に四肢（鎖骨、肩甲骨及び股関節を含む。）の傷病に係る処置の加算の対象となるものであること。

(2) 粘（滑）液嚢穿刺注入、ガングリオン穿刺術及びガングリオン圧碎法の取扱いについて

従来、関節穿刺として算定されていた粘（滑）液嚢穿刺注入、ガングリオン穿刺術及びガングリオン圧碎法については、健保改正に伴い、それぞれ新たな区分として整理されたところであるが、労災保険においては、従来の取扱いを変更することなく、関節穿刺と同様に四肢（鎖骨、肩甲骨及び股関節を含む。）の傷病に係る処置の加算の対象となるものであること。

2 通達記の1の(14)について

(1) 腰部又は胸部固定帯固定及び低出力レーザー照射について

従来、消炎鎮痛等処置として算定されていた腰部又は胸部固定帯固定及び低出力レーザー照射については、健保改正により、それぞれ新たな区分として整理されたところであるが、労災保険においては、従来の取扱いを変更することなく、消炎鎮痛等処置と同様に3部位又は3局所の取扱いの対象となるものであること。

(2) 矯正固定及び変形機械矯正術の取扱いについて

従来、介達牽引として算定されていた矯正固定及び変形機械矯正術については、健保改正により、それぞれ新たな区分として整理されたところであるが、労災保険においては、従来の取扱いを変更することなく、介達牽引と同様に3部位又は3局所の取扱いの対象となるものであること。

(3) 矯正固定及び変形機械矯正術の逡減制の取扱いについて

平成18年9月27日付け保医発第0927001号「平成18年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について」の別紙1の第2章第9部処置の介達牽引(2)により、矯正固定及び変形機械矯正術については、介達牽引と同様に逡減制の適用となることが示されたところであるが、労災保険においては、本年4月より介達牽引に係る逡減制を適用としないことから、矯正固定及び変形機械矯正術についても、介達牽引と同様に逡減制を適用しないものであること。

(4) レセプト上の記載について

腰部又は胸部固定帯固定、低出力レーザー照射、矯正固定及び変形機械矯正術の部位（局所）については、医療機関にレセプト上明確に記載させること。